日本税理士会連合会
中央経済社 編
大蔵省主税局税制第一課監修

法人税法規集

＜昭和55年10月1日現在＞

① **法人税法**
② 同施行令
③ 同施行規則
④ 同関係告示
⑤ **租税特別措置法**(抄)
⑥ 同施行令(抄)
⑦ 同施行規則(抄)
⑧ 同関係告示
⑨ 耐用年数省令
⑩ 償却関係告示
〔**参考**〕源泉徴収関係法規

中央経済社

法人税法規集

【昭和55年10月1日現在】

① 法人税法
② 同 施行令
③ 同 施行規則
④ 同 関係告示
⑤ 租税特別措置法(抄)
⑥ 同 施行令(抄)
⑦ 同 施行規則(抄)
⑧ 同 関係告示
⑨ 耐用年数省令
⑩ 償却関係告示
〔参考〕源泉徴収関係法規

中央経済社

法人税法規集

昭和五十五年十一月一日　印刷
昭和五十五年十一月五日　発行

監修　大蔵省主税局税制第一課
編集　日本税理士会連合会
　　中央経済社
発行者　渡辺正一
印刷者　仙葉喜代太郎

発行所　株式会社　中央経済社
〒101　東京都千代田区神田神保町一の三一の二
電話　(二九三)三三七一(編集部)
　　(二九三)三三八一(営業部)
振替口座・東京〇一八四三二

落丁本・乱丁本はお取替致します。

2034—800968—4621

凡　例

〈本法規集の編集〉

本法規集は、法人税に関する現行諸法令について、昭和五十五年六月一日までの改正を織り込み、さらに次に掲げるような諸点で実務の便をはかって編集されています。

〈条文見出しの表示〉

原法令の各条文の見出しは、とくに頭注欄を設けて表示してあります。

〈項および号の表示〉

本文中の項および号の表示は原法令にしたがい、項については算用数字で、号については和数字でこれらを表示しています。

〈参照条文〉

法律については、その規定に関する政令または省令の条項を、施行令については、その規定に関連する省令の条項を参照条文としてそれぞれ頭注欄に示してあります。

〈法令略語〉

参照条文の略語は、次のとおりです。

法　律……法
施 行 令……令
施行規則……規
項の表示……○つき算用数字

＊参照条文の略語の例

令二五の六⑤は、施行令第二十五条の六第五項であることを示しています。

◇ 正確で見やすい税法規通達集 ◇

所得税法規集	昭和55年10月1日現在
所得税取扱通達集	昭和55年3月10日現在
法人税法規集	昭和55年10月1日現在
法人税取扱通達集	昭和55年6月1日現在
国税通則 国税徴収法規集	昭和55年10月1日現在
相続税法規通達集	昭和55年10月1日現在
物品税 酒税法規通達集	昭和55年10月1日現在
地方税法規集	昭和55年10月1日現在

◇ 中央経済社 ◇

此为试读,需要完整PDF请访问: www.ertongbook.com

法人税法規集

法人税法……一
法人税法施行令……七五
法人税法施行規則……一八五
法人税法関係告示……二六七
租税特別措置法……二八九
租税特別措置法施行令……四一一
租税特別措置法施行規則……五二一
租税特別措置法関係告示……五四五
減価償却資産の耐用年数等に関する省令……五九三
償却関係告示……六一七
〔参考〕源泉徴収関係法規……六三五

法人税法

（昭和四十年三月三十一日法律第三四号）
（改正昭和五十三年五月十六日法律第四七号）

目次

第一編　総則……二
第一章　通則（第一条―第三条）……二
第二章　納税義務者（第四条）……二
第三章　課税所得等の範囲（第五条―第十条）……五
第四章　所得の帰属に関する通則（第十一条・第十二条）……六
第五章　事業年度（第十三条―第十五条）……六
第六章　納税地（第十六条―第二十条）……八
第二編　内国法人の納税義務……九
第一章　各事業年度の所得に対する法人税……九
第一節　課税標準及びその計算……九
第一款　課税標準（第二十一条）……九
第二款　各事業年度の所得の金額の計算の通則（第二十二条）……九
第三款　益金の額の計算……九
第一目　受取配当等（第二十三条・第二十四条）……九
第二目　資産の評価益（第二十五条）……二
第三目　還付金等（第二十六条―第二十八条）……二
第四款　損金の額の計算……二
第一目　資産の評価及び償却費（第二十九条―第三十二条）……二
第二目　資産の評価損（第三十三条）……三
第三目　役員の報酬、賞与及び退職給与等（第三十四条―第三十六条）……三
第四目　寄付金（第三十七条）……三
第五目　租税公課（第三十八条―第四十一条）……三
第六目　圧縮記帳（第四十二条―第五十一条）……一六
第七目　引当金（第五十二条―第五十六条の二）……二
第八目　繰越欠損金（第五十七条―第五十九条）……二四
第九目　契約者配当等（第六十条・第六十一条）……二五
第五款　収益及び費用の帰属事業年度の特例（第六十二条―第六十四条）……二五
第六款　各事業年度の所得の金額の計算の細目（第六十五条）……二七
第二節　税額の計算……二七
第一款　税率（第六十六条・第六十七条）……二七
第二款　税額控除（第六十八条―第七十条の二）……二八
第三節　申告、納付及び還付等……三〇
第一款　中間申告（第七十一条―第七十三条）……三〇
第二款　確定申告（第七十四条―第七十五条の二）……三三
第三款　納付（第七十六条―第七十八条）……三四
第四款　還付（第七十九条―第八十一条）……三五
第五款　更正の請求の特例（第八十二条）……三七
第二章　退職年金等積立金に対する法人税……三七
第一節　課税標準及びその計算（第八十三条―第八十六条）……三七
第二節　税額の計算（第八十七条）……三九
第三節　申告及び納付（第八十八条―第九十一条）……四〇
第三章　清算所得に対する法人税及び継続等の場合の課税の特例……四〇
第一節　解散の場合の清算所得に対する法人税……四〇
第一款　課税標準及びその計算（第九十二条―第九十八条）……四〇
第二款　税額の計算（第九十九条―第百一条）……四三
第三款　申告、納付及び還付（第百二条―第百十条）……四三
第二節　合併の場合の清算所得に対する法人税……四五
第一款　課税標準及びその計算（第百十一条―第百十四条）……四五
第二款　税額の計算（第百十五条）……四五
第三款　申告及び納付（第百十六条・第百十七条）……四五

第三節　継続等の場合の課税の特例（第百十八条―第百二十条）……四六
第四章　青色申告（第百二十一条―第百二十八条）……四七
第五章　更正及び決定（第百二十九条―第百三十七条）……四八
第三編　外国法人の納税義務……五三
第一章　国内源泉所得（第百三十八条―第百四十条）……五三
第二章　各事業年度の所得に対する法人税……五三
第一節　課税標準及びその計算（第百四十一条・第百四十二条）……五三
第二節　税額の計算（第百四十三条・第百四十四条）……五四
第三節　申告、納付及び還付等（第百四十五条）……五五
第四節　青色申告（第百四十六条）……五六
第五節　更正及び決定（第百四十七条）……五七
第四編　雑則（第百四十八条―第百五十八条）……五七
第五編　罰則（第百五十九条―第百六十四条）……五九
附則……六〇
別表……六五

趣旨

定義

第一編　総則

第一章　通則

第一条　この法律は、法人税について、納税義務者、課税所得等の範囲、税額の計算の方法、申告、納付及び還付の手続並びにその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする。

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　国内　この法律の施行地をいう。

二　国外　この法律の施行地外の地域をいう。

三　内国法人　国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。

四　外国法人　内国法人以外の法人をいう。

五　公共法人　別表第一に掲げる法人をいう。

六　公益法人等　別表第二に掲げる法人をいう。

七　協同組合等　別表第三に掲げる法人をいう。

八　人格のない社団等　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。

九　普通法人　第五号から第七号までに掲げる法人以外の法人をいい、人格のない社団等を含まない。

十　同族会社　株主等の三人以下並びにこれらと政令で定める特殊の関係のある個人及び法人が有する株式の総数又は出資の金額の合計額がその会社の発行済株式の総数又は出資金額の百分の五十以上に相当する会社をいう。

十一　合併法人　合併後存続する法人又は合併により設立された法人をいう。

十二　被合併法人　合併により消滅した法人をいう。

十三　収益事業　販売業、製造業その他の政令で定める事業で、継続して事業場を設けて営まれるものをいう。

十四　株主等　株主又は合名会社、合資会社若しくは有限会社の社員その他法人の出資者をいう。

十五　役員　法人の取締役、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法人の経営に従事している者のうち政令で定めるものをいう。

十六　資本等の金額　資本の金額又は出資金額と資本積立金額との合計額をいう。

十七　資本積立金額　次に掲げる金額のうち法人が留保している金額の合計額をいう。

イ　額面株式（出資を含む。）の発行価額のうちその額面を超える部分の金額（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十八条ノ二第二項（資本準備金）の規定により同条第二項の資本準備金として積み立てなかつた金額を除く。）

令九

ロ　無額面株式の発行価額のうち資本に組み入れなかつた金額

ハ　協同組合等その他政令で定める法人が新たにその出資者となる者から徴収した加入金の額

ニ　資本又は出資の減少により減少した資本の金額又は出資金額に相当する金額のうち株式の消却若しくは払戻し又は持分の払戻しとして交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額をこえる部分の金額

ホ　資産再評価法（昭和二十五年法律第十号）又は旧企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法（昭和二十九年法律第百四十二号）の規定により再評価積立金又は商法第二百八十八条ノ二第一項（有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第四十六条（計算に関する商法の規定の準用）において準用する場合を含む。）の資本準備金として積み立て、又はこれに組み入れた金額

ヘ　合併差益金のうち被合併法人の資本積立金額及び合併減資益金から成る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額

ト　財団である医療法人又は社団である医療法人で持分の定めがないものがその設立について贈与又は遺贈を受けた金銭の額又は金銭以外の資産の価額（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第六十六条第四項（公益を目的とする事業を行なう法人に対する課税）の規定によりこれらの資産につき贈与税又は相続税を納付する場合には、その贈与税又は相続税の額に相当する金額を控除した金額）

十八　利益積立金額　イに掲げる金額がロに掲げる金額をこえる場合におけるそのこえる部分の金額をいう。この場合において、法人税（退職年金等積立金に対する法人税、第三十八条第一項第二号（損金に算入される法人税）に掲げる法人税及び附帯税を除く。）として納付すべき金額並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定により当

令八

該法人税に係る道府県民税及び市町村民税（都民税及びこれらの税に係る均等割を含む。）として納付すべき金額は、イに規定する留保している金額には、含まれない。

イ　次に掲げる金額のうち法人が留保している金額の合計額

(1)　各事業年度の所得の金額

(2)　第二十三条（受取配当等の益金不算入）、第二十六条（還付金等の益金不算入）又は第二十七条（合併差益金のうち被合併法人の利益積立金額から成る部分の益金不算入）の規定により各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されなかつた金額

(3)　第五十七条から第五十九条まで（繰越欠損金の損金算入）の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額

ロ　各事業年度の欠損金額の合計額（資本等の金額により補てんされた金額を除く。）

十九　合併差益金　イに掲げる金額がロに掲げる金額をこえる場合におけるそのこえる部分の金額をいう。

イ　合併法人が合併により被合併法人から取得した資産に附した帳簿価額からその合併により引継ぎを受けた債務に附した帳簿価額を控除した金額

ロ　合併法人のその合併直後の資本の金額又は出資金額のうちその合併により増加した部分の金額（合併法人が合併により設立された法人である場合には、その設立の時における資本の金額又は出資金額）に合併法人が被合併法人の株主等に対しその合併により交付した金銭の額並びに金銭及び交付株式等（その合併により被合併法人の株主等に交付される合併法人の株式又は出資をいう。）以外の資産の価額の合計額を加算した金額

二十　欠損金額　各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額が当該事業年度の益金の額をこえる場

令一〇　合における当該資産の部分の金額をいう。

二十一　たな卸資産　商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産（有価証券を除く。）でたな卸をすべきものとして政令で定めるものをいう。

令一一　二十二　有価証券　有価証券取引税法（昭和二十八年法律第百二号）第二条（定義）に規定する有価証券その他これに準ずるもので政令で定めるものをいう。

令一二　二十三　固定資産　土地（土地の上に存する権利を含む。）、減価償却資産、電話加入権その他の資産で政令で定めるものをいう。

令一三　二十四　減価償却資産　建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産で償却をすべきものとして政令で定めるものをいう。

令一四　二十五　繰延資産　法人が支出する費用のうち支出の効果がその支出の日以後一年以上に及ぶもので政令で定めるものをいう。

二十六　損金経理　法人がその確定した決算において費用又は損失として経理することをいう。

二十七　合同運用信託　信託会社（信託業務を兼営する銀行を含む。）が引き受けた金銭信託で、共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいう。

二十八　証券投資信託　証券投資信託法（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第一項（定義）に規定する証券投資信託（同法第二条の二（証券投資信託とみなす信託）に規定する信託を含む。）及びこれらに類する外国の信託をいう。

二十九　公社債投資信託　証券投資信託のうち、その信託財産を公債又は社債（会社以外の法人が特別の法律により発行する債券を含む。）に対する投資として運用することを目的とするもので、株式又は出資に対する投資として運用しないものをいう。

三十　中間申告書　第七十一条第一項（中間申告）（第百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書をいう。

三十一　確定申告書　第七十四条第一項（確定申告）（第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）をいう。

三十二　退職年金等積立金中間申告書　第八十八条（退職年金等積立金に係る中間申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）をいう。

三十三　退職年金等積立金確定申告書　第八十九条（退職年金等積立金に係る確定申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）をいう。

三十四　清算事業年度予納申告書　第百二条第一項（清算中の所得に係る予納申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）をいう。

三十五　残余財産分配予納申告書　第百三条第一項（残余財産の一部分配に係る予納申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）をいう。

三十六　清算確定申告書　第百四条第一項（清算確定申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）をいう。

三十七　合併確定申告書　第百十六条第一項（合併確定申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）をいう。

三十八　期限後申告書　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十八条第二項（期限後申告書）に規定する期限後申告書をいう。

三十九　修正申告書　国税通則法第十九条第三項（修正申告書）に規定する修正申告書をいう。

四十　青色申告書　第百二十一条（青色申告）（第百四十六条

第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定により青色の申告書によつて提出する第三十号から第三十七号までに掲げる申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書をいう。

四十一　中間納付額　第七十六条（中間申告による納付）（第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき法人税の額（その額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の法人税の額）をいう。

四十二　清算中の予納額　第百五条（清算中の所得に係る予納申告による納付）又は第百六条（残余財産の一部分配に係る予納申告による納付）の規定により納付すべき法人税の額（これらの規定に規定する申告書に係る期限後申告書の提出又はこれらの申告書の提出がなかつたことによる決定により納付すべき法人税の額を含むものとし、これらの額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の法人税の額とする。）をいう。

四十三　更正　国税通則法第二十四条（更正）又は第二十六条（再更正）の規定による更正をいう。

四十四　決定　第十九条（納税地指定の処分の取消しがあつた場合の申告等の効力）の場合を除き、国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定をいう。

四十五　附帯税　国税通則法第二条第四号（定義）に規定する附帯税をいう。

四十六　充当　国税通則法第五十七条第一項（充当）の規定による充当をいう。

四十七　還付加算金　国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）に規定する還付加算金をいう。

四十八　地方税　地方税法第一条第一項第十四号（用語）に規定する地方団体の徴収金（都、特別区及び全部事務組合のこれに相当する徴収金を含む。）をいう。

人格のない社団等に対するこの法律の適用

第三条　人格のない社団等は、法人とみなして、この法律（別表第二を除く。）の規定を適用する。

第二章　納税義務者

納税義務者

第四条　内国法人は、この法律により、法人税を納める義務がある。ただし、内国法人である公益法人等又は人格のない社団等については、収益事業を営む場合に限る。

2　外国法人は、第百三十八条（国内源泉所得）に規定する国内源泉所得を有するときは、この法律により、法人税を納める義務がある。ただし、外国法人である公益法人等又は人格のない社団等については、当該国内源泉所得で収益事業から生ずるものを有する場合に限る。

3　公共法人は、前二項の規定にかかわらず、法人税を納める義務がない。

第三章　課税所得等の範囲

内国法人の課税所得の範囲

第五条　内国法人に対しては、各事業年度の所得について各事業年度の所得に対する法人税を課する。

内国普通法人等の清算中の所得の非課税

第六条　内国法人である普通法人又は協同組合等の清算中に生じた各事業年度の所得については、前条の規定にかかわらず、各事業年度の所得に対する法人税を課さない。ただし、これらの法人で清算中のものが継続し又は合併により消滅した場合におけるその清算中に生じた各事業年度の所得については、この限りでない。

内国公益法人等の非収益事業所得等の非課税

第七条　内国法人である公益法人等又は人格のない社団等の各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得及び清算所得については、第五条（内国法人の課税所得の範囲）の規定にかかわらず、それぞれ各事業年度の所得に

此为试读，需要完整PDF请访问：www.ertongbook.com

退職年金業務等を行なう内国法人の退職年金等積立金の課税

対する法人税及び清算所得に対する法人税を課さない。

第八条　第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する退職年金業務等を行う内国法人に対しては、第五条（内国法人の課税所得の範囲）の規定により課する法人税のほか、各事業年度の退職年金等積立金に対する法人税を課する。

外国法人の課税所得の範囲

第九条　外国法人に対しては、各事業年度の所得のうち第百四十一条各号（外国法人に係る法人税の課税標準）に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に掲げる国内源泉所得に係る所得について、各事業年度の所得に対する法人税を課する。

外国公益法人等の非収益事業所得の非課税

令六

第十条　外国法人である公益法人等又は人格のない社団等の前条に規定する所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得については、同条の規定にかかわらず、各事業年度の所得に対する法人税を課さない。

第四章　所得の帰属に関する通則

実質所得者課税の原則

第十一条　資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であつて、その収益を享受せず、その者以外の法人がその収益を享受する場合には、その収益は、これを享受する法人に帰属するものとして、この法律の規定を適用する。

信託財産に係る収入及び支出の帰属

第十二条　信託財産に帰せられる収入及び支出については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる者がその信託財産を有するものとみなして、この法律の規定を適用する。ただし、合同運用信託、証券投資信託又は第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する適格退職年金契約、厚生年金基金契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約若しくは国民年金基金の締結した国民年金法第百二十八条第三項に規定する契約に係る信託の信託財産に帰せられる収入及び支出については、この限りでない。

一　受益者が特定している場合　その受益者

二　受益者が特定していない場合又は存在していない場合　その信託財産に係る信託の委託者

2　信託会社（信託業務を兼営する銀行を含む。）の合同運用信託、証券投資信託又は第八十四条第一項に規定する適格退職年金契約、厚生年金基金契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約若しくは国民年金基金の締結した国民年金法第百二十八条第三項に規定する契約に係る信託の信託財産に帰せられる収入及び支出は、当該信託会社の収入及び支出でないものとみなして、この法律の規定を適用する。

3　第一項の場合において、受益者が特定しているかどうか又は存在しているかどうかの判定に関し必要な事項は、政令で定める。

令一五

事業年度の意義

第五章　事業年度

第十三条　この法律において「事業年度」とは、営業年度その他これに準ずる期間（以下この章において「営業年度等」という。）で、法令で定めるもの又は法人の定款、寄付行為、規則若しくは規約（以下この章において「定款等」という。）に定めるものをいい、法令又は定款等に営業年度等の定めがない場合には、次項の規定により納税地の所轄税務署長に届け出た営業年度等又は第三項の規定により納税地の所轄税務署長が指定した営業年度等若しくは第四項に規定する期間をいう。ただし、これらの期間が一年をこえる場合は、当該期間をその開始の日以後一年ごとに区分した各期

みなし事業年度

間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）をいう。

2　法令及び定款等に営業年度等の定めがない法人は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に掲げる日以後二月以内に、営業年度等を定めてこれを納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

一　内国法人　設立の日（内国法人である公益法人等又は人格のない社団等については、収益事業を開始した日）

二　外国法人　第百四十一条第一号から第三号まで（外国法人に係る法人税の課税標準）に掲げる外国法人のいずれかに該当することとなった日又は当該外国法人に該当しないで第百三十八条第二号（人的役務の提供事業に係る対価）に規定する事業を国内において開始し、若しくは第百四十一条第四号に掲げる国内源泉所得で第百三十八条第二号に掲げる対価以外のものを有することとなった日（外国法人である公益法人等又は人格のない社団等については、第百四十一条各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に掲げる国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものを有することとなった日）

3　前項の規定による届出をすべき法人（人格のない社団等を除く。）がその届出をしない場合には、納税地の所轄税務署長は、その営業年度等を指定し、当該法人に対し、書面によりその旨を通知する。

4　第二項の規定による届出をすべき人格のない社団等がその届出をしない場合には、その人格のない社団等の営業年度等は、その年の一月一日（同項第一号に掲げる収益事業を開始した日又は同項第二号に掲げる国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものを有することとなった日の属する年については、これらの日）から十二月三十一日までの期間とする。

第十四条　次の各号に規定する法人が当該各号に掲げる場合に該当することとなったときは、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期間をそれぞれ当該法人の事業年度とみなす。

一　内国法人である普通法人又は協同組合等が事業年度の中途において解散（合併による解散を除く。）をした場合　その事業年度開始の日から解散の日までの期間及び解散の日の翌日からその事業年度の末日までの期間

二　法人が事業年度の中途において合併により消滅した場合　その事業年度開始の日から合併の日までの期間

三　清算中の法人の残余財産が事業年度の中途において確定した場合　その事業年度開始の日から残余財産の確定の日までの期間

四　内国法人である普通法人又は協同組合等で清算中のものが事業年度の中途において継続した場合　その事業年度開始の日から継続の日の前日までの期間及び継続の日からその事業年度の末日までの期間

五　第百四十一条各号（外国法人に係る法人税の課税標準）のうちいずれかの号に掲げる外国法人に該当する法人が事業年度の中途において当該各号のうち他のいずれかの号に掲げる外国法人に該当することとなった場合（同条第二号及び第三号に掲げる外国法人のいずれにも該当していた法人がこれらのうちいずれか一にのみ該当することとなった場合を含む。）　その事業年度開始の日からその該当することとなった日の前日までの期間及びその該当することとなった日からその事業年度の末日までの期間

六　第百四十一条第四号に掲げる外国法人に該当する法人が、事業年度の中途において、国内において新たに第百三十八条第二号（人的役務の提供事業に係る対価）に規定する事業を開始し、又は当該事業を廃止した場合　その事業年度開始の日から当該事業の開始の日の前日又は当該事業の廃止の日までの期間及びこれらの日の翌日からその事業年度の末日までの期間（当該事業の開始の日の属す

る事業年度の中途において当該事業を廃止した場合には、その事業年度開始の日から当該事業の開始の日の前日までの期間、当該事業の開始の日から当該事業の廃止の日までの期間及び同日の翌日からその事業年度の末日までの期間）

事業年度を変更した場合等の届出

第十五条　法人がその定款等に定める営業年度等を変更し、又はその定款等において新たに営業年度等を定めた場合には、遅滞なく、その変更前の営業年度等及び変更後の営業年度等又はその定めた営業年度等を納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

第六章　納税地

内国法人の納税地

第十六条　内国法人の法人税の納税地は、その本店又は主たる事務所の所在地とする。

外国法人の納税地

第十七条　外国法人の法人税の納税地は、次の各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に掲げる場所とする。

一　第百四十一条第一号から第三号まで（国内に恒久的施設を有する外国法人）に掲げる外国法人　その外国法人が国内において行なう事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地（これらが二以上ある場合には、主たるものの所在地）

二　前号に該当しない外国法人で、第百三十八条第三号（不動産の貸付け等の対価）に掲げる対価（船舶又は航空機の貸付けによるものを除く。）を受けるもの　当該対価に係る資産の所在地（その資産が二以上ある場合には、主たる資産の所在地）

三　前二号に該当しない外国法人　政令で定める場所

納税地の指定

第十八条　前二条の規定による納税地が法人の事業又は資産の状況からみて法人税の納税地として不適当であると認められる場合には、その納税地の所轄国税局長（政令で定める場合には、国税庁長官。以下この条において同じ。）は、これらの規定にかかわらず、その法人税の納税地を指定することができる。

令一六

令一七

2　国税局長は、前項の規定により法人税の納税地を指定したときは、同項の法人に対し、書面によりその旨を通知する。

納税地指定の処分の取消しがあつた場合の申告等の効力

第十九条　異議申立てについての決定若しくは審査請求についての裁決又は判決により、前条第一項の規定による納税地の指定の処分の取消しがあつた場合においても、その処分の取消しは、その取消しの対象となつた処分のあつた時からその取消しの時までの間に、その取消しの対象となつた納税地をその処分に係る法人の法人税の納税地としてその法人税に関してされた申告、申請、請求、届出その他書類の提出及び納付並びに国税庁長官、国税局長又は税務署長の処分（その取消しの対象となつた処分を除く。）の効力に影響を及ぼさないものとする。

納税地の異動の届出

令一八

第二十条　法人は、その法人税の納税地に異動があつた場合（第十八条第一項（納税地の指定）の指定によりその納税地に異動があつた場合を除く。）には、政令で定めるところにより、その異動前の納税地の所轄税務署長及び異動後の納税地の所轄税務署長にその旨を届け出なければならない。

第二編　内国法人の納税義務

第一章　各事業年度の所得に対する法人税

第一節　課税標準及びその計算

第一款　課税標準

各事業年度の所得に対する法人税の課税標準

第二十一条　内国法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の課税標準は、各事業年度の所得の金額とする。

各事業年度の所得の金額の計算の通則

第二十二条　内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする。

2　内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。

3　内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。

一　当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額

二　前号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額

三　当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの

4　第二項に規定する当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて計算されるものとする。

5　第二項又は第三項に規定する資本等取引とは、法人の資本等の金額の増加又は減少を生ずる取引及び法人が行う利益又は剰余金の分配（商法第二百九十三条ノ五第一項（中間配当）に規定する金銭の分配を含む。）をいう。

受取配当等の益金不算入

第三款　益金の額の計算

第一目　受取配当等

第二十三条　内国法人が受ける次に掲げる金額（外国法人又は人格のない社団等から受けるものを除く。以下この条において「配当等の額」という。）は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

一　利益の配当（商法第二百九十三条ノ五第一項（中間配当）に規定する金銭の分配を含む。次号において同じ。）又は剰余金の分配（出資に係るものに限る。次号において同じ。）の額

二　公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額のうち、内国法人から受ける利益の配当又は剰余金の分配の額から成るものとして政令で定めるところにより計算した金額

2　前項の規定は、内国法人がその受ける配当等の額（次条第一項又は第二項の規定により、その内国法人が受ける配当等の額とみなされる金額を除く。以下この項において同じ。）の元本である株式等（株式、出資又は受益証券をいう。以下この条において同じ。）をその配当等の額の計算の基礎となつた期間の末日以前一月以内に取得し、かつ、当該株式等又は当該

株式等と銘柄を同じくする株式等を同日後二月以内に譲渡した場合における当該譲渡した株式等のうち政令で定めるものの配当等の額については、適用しない。

令二〇

3　第一項の場合において、同項の内国法人が当該事業年度において支払う負債の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）があるときは、同項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入しない金額の合計額は、その保有する株式等につき当該事業年度において受ける配当等の額の合計額から、当該負債の利子の額のうちその株式等に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額とする。

令二一

4　第一項の規定は、確定申告書に益金の額に算入されない配当等の額及びその計算に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により益金の額に算入されない金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

令二二

5　税務署長は、第一項の規定により益金の額に算入されないこととなる金額の全部又は一部につき前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その記載がなかつた金額につき第一項の規定を適用することができる。

第二十四条　法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。以下この条において同じ。）の株主等である内国法人が当該法人から次に掲げる金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額がその交付の基因となつた当該法人の株式（出資を含む。）の帳簿価額をこえるときは、この法律の規定の適用については、そのこえる部分の金額のうち、当該法人の資本等の金額から成る部分の金額以外の金額は、利益の配当又は剰余金の分配の額とみなす。

配当等の額とみなす金額

一　当該法人の資本若しくは出資の減少又は株式の消却により交付される金銭その他の資産

二　当該法人からの退社又は脱退により持分の払戻しとして交付される金銭その他の資産

三　当該法人の解散により残余財産の分配として交付される金銭その他の資産

四　当該法人の合併により交付される金銭その他の資産

2　法人につき次の各号に掲げる事実が生じたときは、この法律の規定の適用については、当該各号に掲げる金額のうち当該法人の株主等である内国法人が当該各号に掲げる事実の発生の時において有する株式（出資を含むものとし、第一号の場合にあつては、消却されなかつた株式とする。）に対応する部分の金額は、利益の配当又は剰余金の分配の額とみなし、かつ、その内国法人が当該事実の発生の時において当該金額の交付を受けたものとみなす。

一　利益をもつてする株式の消却　その消却した株式に対応する資本の金額（当該金額がその消却に充てた利益の金額をこえる場合には、当該利益の金額）

二　利益積立金額の資本又は出資への組入れ　資本又は出資に組み入れた利益積立金額

三　解散により残余財産の一部を分配した後における継続又は合併による消滅　その分配が、まず、資本等の金額からされたものとした場合に計算される分配後の資本等の金額が、その継続又は合併に際し資本等の金額として当該法人の貸借対照表に計上されている金額に不足する場合におけるその不足額

3　第一項第一号から第三号までに掲げる金銭その他の資産の交付が二回以上にわたつて行なわれた場合における同項に規定する資本等の金額から成る部分の金額以外の金額の計算の方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、

令二三　資産の評価益の益金不算入　令二四　還付金等の益金不算入

政令で定める。

第二目　資産の評価益

第二十五条　内国法人がその有する資産の評価換え（会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の規定による更生手続開始の決定に伴い同法の規定に従つて行なう評価換えその他政令で定める評価換えを除く。）をしてその帳簿価額を増額した場合には、その増額した部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

2　前項の規定の適用があつた場合において、同項に規定する評価換えにより増額された金額を益金の額に算入されなかつた資産については、その評価換えをした日の属する事業年度以後の各事業年度の所得の金額の計算上、当該資産の帳簿価額は、その増額がされなかつたものとみなす。

第三目　還付金等

第二十六条　内国法人が次に掲げるものの還付を受け、又はその還付を受けるべき金額を未納の国税若しくは地方税に充当される場合には、その還付を受け又は充当される金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

一　第三十八条（法人税額等の損金不算入）の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないもの

二　第七十九条（確定申告による所得税額等の還付）、第百二十条（継続等の場合の所得税額等の還付）、第百三十三条（確定申告に係る更正による所得税額等の還付）又は第百三十七条（継続等の場合の更正による所得税額等の還付）の規定による還付金

三　第八十一条（欠損金の繰戻しによる還付）の規定による還付金

2　内国法人が第六十九条第一項から第三項まで（外国税額の控除）の規定の適用を受けた後において、これらの規定に

令二五　合併差益金のうち被合併法人の利益積立金額から成る部分の金額不算入　令二六　法人税額から控除する外国子会社の外国税額の益金算入　令二七　たな卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法　令三一　令二八～三〇　三二　三三　規九

よる控除をされるべき金額の計算の基礎となつた同条第一項に規定する外国法人税の額が減額された場合には、その減額された部分の金額（政令で定める金額を除く。）は、その内国法人（その内国法人が合併により消滅した場合には、当該合併に係る合併法人とする。）の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

第二十七条　内国法人が合併した場合において、その合併に係る合併法人につき合併差益金が生じたときは、その合併差益金のうちその合併に係る被合併法人の利益積立金額から成る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、その合併法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

第二十八条　内国法人が各事業年度において第六十九条第四項（外国税額の控除）に規定する外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額につき同項の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、その内国法人の政令で定める事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第四款　損金の額の計算

第一目　資産の評価及び償却費

第二十九条　内国法人のたな卸資産につき第二十二条第三項（各事業年度の損金の額に算入する金額）の規定により各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入する金額を算定する場合におけるその算定の基礎となる当該事業年度終了の時において有するたな卸資産の価額は、その内国法人がたな卸資産について選定した評価の方法により評価した金額（評価の方法を選定しなかつた場合又は選定した評価の方法により評価しなかつた場合には、評価の方法のうち政令で定める方法により評価した金額）とする。

2　前項の選定をすることができる評価の方法の種類、その選定の手続その他たな卸資産の評価に関し必要な事項は、

此为试读，需要完整PDF请访问：www.ertongbook.com